入学料の免除について

下記のいずれかの事由に該当する者で入学料免除を願い出た者に対し、事実認定の上、入学料の全額又は半額を免除します。

- ①入学前1年以内(平成30年4月から平成31年3月の間)に入学する者(本人)もしくは入学する者の学資を主として負担している者が、風水害等の災害を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難である者。
- ② 上記に準ずる場合であって、学長が相当と認めた者。

1 手続方法

入学料免除を申請する場合は、入学手続時に「入学料免除一次申請願」および「り災証明書」を提出してください。

書類の名称等	発行元	注意事項
り災証明書	市区町村	市区町村長 (火災にあっては消防署長) が
		証明したもの

2 二次申請について

一次申請の手続きを行った者は、入学後に二次申請を行ってください。なお、入学手続時に 一次申請を行っていても、二次申請がなされなければ、手続不備となり、審査結果は「不許 可」となりますのでご注意ください。

(1)申請期間

平成31年4月3日(水)~15日(月)

(2) 申請場所

中央キャンパス2階 学生課

(3)提出書類

入学後、一次申請者本人あてに別途通知します。

3 注意事項

- ・入学料免除申請の手続を行った者は、入学料の納付が審査結果後の期限まで猶予されます。
- ・入学料免除の申請を行う場合は、入学料を納入しないでください。(入学料を納付した場合は、免除の対象としないので注意してください。)
- ・申請後、入学料免除申請の辞退はできません。